

## 浦河町外国人生活支援調査業務委託 公募型プロポーザル募集要領

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

令和3年度浦河町外国人生活支援調査業務委託

#### (2) 業務の目的

浦河町在住のインド人を中心とした外国人の生活支援サービスを行いながらニーズ調査を実施することで、外国人が町内でより快適に暮らし、今後も浦河に住み続けたいと思えるよう、多文化共生のまちづくりの実現を目指す。

#### (3) 業務の期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

#### (4) 提案上限額

4, 175, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 参加資格要件

次のすべての要件を満たしていること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続きの申立てがなされている者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(5) 英語やヒンディー語などの外国語を話せる者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。

(6) 町の指示に柔軟に対応できること。

### 3 提案の審査及び契約の方法

事業者の選定については、参加資格要件を満たす者から提案を受け、本業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された提案書等の審査を行う。

提案書等の審査に関する必要な事項は、審査委員会においてこれを定める。

審査の結果により、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を本業務委託の契約締結の優先交渉権者とする。

契約に際しては、提案の内容と本町の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。

なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、次点者との協議を行うこととする。

#### 4 担当部署

〒057-8511 北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号

浦河町役場 企画課企画統計係

TEL：0146-26-9012 FAX：0146-22-1240

Email：kikaku@town.urakawa.hokkaido.jp

#### 5 選考スケジュール

実施内容	実施期日（令和3年度）
公募型プロポーザル実施の公表 （浦河町ホームページで公表）	4月5日（月）～ 4月15日（木）午後5時
質問書受付期間	4月5日（月）～ 4月15日（木）午後5時
参加表明書受付期間	4月5日（月）～ 4月20日（火）午後5時
企画提案書提出期限	4月30日（金）午後5時
審査（プレゼンテーション）	5月10日（月）午後1時30分
優先交渉権者決定・審査結果通知	5月12日（水）
契約締結	6月1日（火）

#### 6 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、必要事項を記入の上、次のとおり書類を提出すること。

##### （1）提出書類

- ①「参加表明書兼誓約書」（様式1）
- ②「会社概要書」（様式2）

##### （2）提出期限

令和3年4月20日（火）午後5時まで

##### （3）提出先

上記4「担当部署」に同じ。

#### (4) 提出方法

上記提出先へ直接持参(土日祝日及び開庁時間外を除く)または郵送による。

なお、郵送により提出する場合は、簡易書留とし上記提出期限までに必着すること。

### 7 募集要領等に関する質問

様式3「質問書」により、次のとおり受付及び回答を行う。

#### (1) 受付期限

令和3年4月15日(木)午後5時まで

#### (2) 提出方法

上記4「担当部署」の電子メールアドレス宛に、添付し提出すること。また、電子メール送信後に、電話による確認を行うこと。

なお、受付期限(電子メールの受信時刻については、当町メールサーバにおいて受信された時刻とする)経過後の質問及び指定した方法以外での方法での質問は一切受け付けない。

#### (3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和3年4月19日(月)までに浦河町ホームページに公開する。回答の際、質問を行った業者の名称は公開しないこととし、質問にする回答は、本募集要領及びその他提供資料の追加または修正とみなす。

### 8 提案書の提出

#### (1) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次のとおりとする。

(A4サイズで、②～⑥の様式は自由)

- ①企画提案書(様式4)
- ②実施する業務内容の詳細
- ③業務の実施体制
- ④実施スケジュール
- ⑤類似業務等の実績
- ⑥参考見積書

※提出部数は7部とする。

#### (2) 提出期限

令和3年4月30日(金)午後5時まで

#### (3) 提出先

上記4「担当部署」に同じ。

#### (4) 提出方法

上記提出先へ直接持参(土日祝日及び開庁時間外を除く)または郵送・運送による。

なお、郵送・運送により提出する場合は、上記提出期限までに必着すること。

#### (5) 提出部数等

紙媒体 7部(正1部、副6部)

#### (6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

なお、必要に応じて追加資料の提出を要請する場合がある。

### 9 プレゼンテーションの実施

提案については、上記8による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

#### (1) 実施日時及び場所

日時 令和3年5月10日(月) 午後1時30分から

場所 浦河町役場 2階大会議室 (控室: 2階会議室)

※実施日時及び場所について変更がある場合は、前日までに通知する。

#### (2) プレゼンテーションの方法

①プレゼンテーションは、選定委員に対して提案説明(30分以内)、選定委員から提案者への質疑と応答(15分程度)を参加者ごとに行う。

②出席者は3名までとする。

③プレゼンテーションでパソコン、プロジェクター及びスクリーン等を使用する場合は提案者で用意することとする。

④プレゼンテーションの順番については別途連絡するが、追加の質問がある場合に備え、参加者は他の全参加者が終了し、本町担当部署から閉会の案内があるまで指定の場所で待機するものとする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

### 10 審査及び審査結果通知について

(1) 審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容と合わせて総合的に判断し、優先交渉権者及び次点者を決定するものとする。

(2) 審査結果については、審査参加者に書面にて通知を行う。なお、審査の内容についての問い合わせは一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。

### (3) 失格

- ①提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- ②参加資格を満たしていないと判断される場合
- ③提案書等の内容に虚偽が認められる場合
- ④契約締結までの間に、本町の入札参加資格停止の措置を受けた場合
- ⑤プレゼンテーションを欠席または指定した時間に遅刻した場合

#### 1.1 審査項目

審査会を設置し、企画提案書の内容に基づいて審査（5段階評価）を行い、提案者ごとに審査委員の採点の平均点（小数点第2位を四捨五入）（以下「得点」という。）を算出して、得点が最も高い提案を選定します。

審査項目	審査基準	配点
応募者の適格性・実績	応募者の適格性及び関連事業の実績等があるか	5
業務内容	仕様書記載の以下の4つの業務内容に沿った提案内容となっているか	20
	内 (1) 生活支援・ニーズ調査	(5)
	(2) 個別相談対応	(5)
	(3) 日本語勉強会	(5)
	容 (4) 交流の場の検討・実施	(5)
実施体制	町内の現状を理解し、業務遂行にあたり無理のない体制であるか	10
管理運営	業務に必要なノウハウを有し、スケジュールは適切か	10
ヒアリング対応・その他	説明に説得力があるか、質疑に対する受け答えは妥当であるか	5
参考見積	提案上限額に対し提案金額が下回っているか	10
合 計		60

#### 1.2 その他

##### (1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

##### (2) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) その他留意事項

やむを得ない事由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した経費を浦河町に請求することはできない。